寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要(日立造船)

日 時 平成 14 年 12 月 4 日 (水) 10:00~12:00

場 所 神奈川県庁分庁舎(財産管理課分室)

【ヒアリング項目】

- 1 維持管理・運営期間中のペナルティについて〈実施方針関係〉
- 2 再生利用単価について〈実施方針関係〉
- 3 固形物発生量について<業務要求水準書(案)関係>
- 4 瑕疵担保存続期間について < 特定事業契約書(素案)関係 >
- 5 不可抗力による増加費用について < 特定事業契約書(素案)関係 >
- 6 その他

【ヒアリング結果】

1 維持管理・運営期間中のペナルティについて〈実施方針関係〉

<日立造船>

・サービス購入料のペナルティによる減額の対象が「新設設備等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」にも及ぶとされておりますが、BTOのスキームを採用していることを勘案しますと、まずは建設に係る支払いは、サービス購入料のペナルティによる減額の対象から切り離すという考え方があると思います。当然、引渡し時の性能確認等をクリアしていることが前提となります。また、ポイント制のペナルティを採用した場合、ポイント換算のペナルティと実際の事業への影響とは異なることが予想されます。公共事業のPFI事業化が推進される前提には、事業の継続性と安定性が第一と考えています。ペナルティ、インセンティブを導入することは、事業の性格からこれらの阻害要因となりかねません。よって、万一事業者の帰責により、事業遂行上の支障をきたした場合は、その実費を負担するという明確なリスク分担が、あるべき姿だと考えています。

< 県企業庁 >

BTOではなく、BOTの場合はどうでしょうか。

<日立造船>

・ BTOの場合は、建設後すぐに施設の所有権が県企業庁に移転しますし、引渡し時のチェックもあります。それらがないBOT方式の場合には、自ずから取扱いが異なると思います。

< 県企業庁 >

・ 県企業庁としては、所有権の移転時期とペナルティの及ぶ範囲とは関係ないと考え ているのですが。

<日立造船>

・ 県企業庁に施設を引渡した後に維持管理・運営するのと、自らの施設を維持管理・ 運営するのとでは性格が異なると思います。

< 県企業庁 >

・ BOT方式であっても、運営開始前に施設の状況をチェックします。したがって、BTOでもBOTでも基本的には同じことであると考えています。(「性能発注」である以上、業務要求水準未達の原因が「施設」にあっても「オペレーション」にあっても同じことという考え方です。)

<日立造船>

・ 建設後すぐに施設の所有権が県企業庁に移転するということは、SPCが資金調達する際の担保物権がないということです。このことに関連して金融機関がペナルティの範囲をどう評価するのかが問題となります。当社としてはかなり厳しい評価になると思います。

< 県企業庁 >

・ 金融機関はそれ程所有権を気にするものなのですか。

<日立造船>

- ・ 担保という意味では、そうだと思います。
- ・ また、今の仕組みは税務関係でも何らかの問題が生じるのではないかという懸念も あります。

< 県企業庁 >

・ ポイント換算のペナルティと実際の事業への影響とは異なることが予想されるということですが、具体的にはどのような差異が生じると想定されますか。

<日立造船>

・ 当社も読み込み不足という部分もあると思いますが、実際の損害額とペナルティに よるサービス購入料の減額のバランスが十分図られているのかという疑問があります。

< 県企業庁 >

・ 県企業庁としては、ペナルティを抑止力と位置付けており、実際の損害額とのバランスは特に気にしていません。普通に施設運営して頂ければ、ペナルティは課せられないはずです。

<日立造船>

・ 当然、自助努力はします。

< 県企業庁 >

それを担保する意味でのペナルティでもあります。

< 県企業庁 >

・ 事業の性格から阻害要因となるというのは、具体的にはどのようなことですか。

<日立造船>

・ 事業の継続性と安定性を重要視するのであれば、「実費負担」の方が良いのではないかという意味です。当社としては、そもそもこの事業を「ハイリスク・ハイリターン」的な事業としてではなく、「ローリスク・ローリターン」的なものとして捉えています。そういう意味で、「実費負担」の方が、事業の継続性・安定性に資するのではないかと考えます。

< 県企業庁 >

・ 金融機関との関係はありますか。

<日立造船>

・ 自己資金で取組んでも厳しい条件であると思いますが、金融機関から見た場合には さらに厳しい印象を持たれるということです。ペナルティとして、やや行き過ぎの感 があります。

< 県企業庁 >

・ ペナルティはあくまでも抑止力です。本県の過去 4 事業では一部アベイラビリティ 的な考え方がありましたが、この事業に関して言えば、細かいところまでペナルティ を設定せずに、かなりポイントを絞ったかたちでペナルティ対象を設定しています。

具体的には、含水率 35%の脱水能力の維持、返送水の水質管理(濁度 10 度以下) 脱水ケーキの 100%再生利用等が、特に重要な部分であることから、これらの未達に 対してペナルティを課す仕組みとしています。

・ 意見交換会でも御説明しましたが、このようなペナルティ範囲の設定には金融機関の役割(運営状態のチェック等)を期待し、役割を担い続けるモチベーションの維持を狙ったものでありますが、これについてはどう思われますか。

<日立造船>

・ それは金融機関も事業リスク(責任)を一部負担するべきという意味ですか。

< 県企業庁 >

・ そういうことです。

< 県企業庁 >

・ 現在、提示している仕組みの上では、県企業庁と金融機関とは運命共同体的な関係にあると考えています。県企業庁は浄水場の安定的な運営のため、金融機関は融資金の確実な返済のために、SPCにしっかりと業務を遂行してもらわなければ困ります。

だからこそ、維持管理・運営期間に入っても金融機関は事業への関心を失わず、直接協定に基づく介入権 (Step-in Right) の行使が効いてくるのだと思います。

もっとも、県企業庁としても現在の仕組みがベストであるとは考えていません。何らか別のアイデアがあれば検討する余地はあります。

<日立造船>

・ 確かに、それだけ金融機関にリスク負担を求められるのであれば理想的かもしれま せん。

< 県企業庁 >

・ そう思います。県企業庁としては、プロジェクトファイナンスを組成する中で、事業の安全性を重要視しており、その意味で金融機関の介入権(Step-in Right)の行使に期待しているところです。

<日立造船>

特定事業の選定も、そのような考え方に基づいて行われたのですか。

< 県企業庁 >

そうです。

<日立造船>

・ この辺りについては、金融機関とも相談してみたいと思います。

< 県企業庁 >

・ その際には、ペナルティが課せられる可能性が低いということを十分に説明してく ださい。

<日立造船>

- ・ 分かりました。
- 2 再生利用単価について < 実施方針関係 >

<日立造船>

・ 発生土の再生利用に要する費用の単価は、10年間は提案された価格で固定する(11年目より関係者協議会で改定することが可能)とありますが、浄水発生土の再生利用については、技術的にもマーケット的にもまだ確立された分野ではなく、一方、他の浄水場についても、今後の改築の折りには、同様な計画(浄水発生土再生利用を目的としたPFI事業)があると聞いており、再生利用が必要とされる浄水発生土の絶対量が増加しつつある状況において再生単価を10年間固定した場合、事業者のリスクが非常に大きくなりますので、3~5年で用途・処分方法、価格等を見直し、弾力的な運用を希望します。

< 県企業庁 >

・ 検討します。なお、用途、処分方法は協議の上、変更可能です。

<日立造船>

- ・ 実施方針の事業目的を拝見したところ、セメント原材料としての再生利用は望ましくないというように感じたのですが、如何でしょうか。(他の再生利用方法もリサーチしていますが、中小企業が多く、発生量全量でなくても 10 年間の引取りを確保することは、とても無理といった感じです。)
- ・ また、セメント原材料としての再生利用についても(用途等が変更可能ということを考慮しても)、10年間は難しいといったところです。

< 県企業庁 >

- ・ (セメント原材料としての再生利用だけでは厳しいと考えていますが、)セメント原材料としての再生利用が望ましくないという考えはありません。
- ・ 提案単価の固定は3~5年間が限界ということですか。

<日立造船>

・ 当社のヒアリング結果を見る限りでは、そういうことになります。

< 県企業庁 >

・ 提案単価は 10 年固定ですが、用途等は自由に選択してもらって構わないし、再生利用先も自由に探してもらいたいと考えています。(もちろん、協議は必要ですが。)

<日立造船>

・ 予め3~4社をリストアップしておいた方が良いということですか。

< 県企業庁 >

・ それが可能か否かは別として、再生利用の受入先や受入許容量に余裕があるほど、 評価できる提案であると思います。

<日立造船>

・ 再生利用に係る価格上昇リスクは、どちら持ちですか。

< 県企業庁 >

・ 現行のスキームでは、10年間は事業者リスクです。

<日立造船>

・ 当初の受入先が受入れできなくなった場合に、次の受入先との交渉はどうなるので すか。

< 県企業庁 >

それはSPCにおまかせということになります。(県企業庁は関知しません。)

<日立造船>

・ 再生利用業務に係る費用についての、物価上昇リスクは事業者負担ということでしょうか。

< 県企業庁 >

・ そういうことです。なぜなら、他の業務に係る費用については、何らかの指標に連動させて物価上昇率を上乗せすることができるのですが、再生利用業務に関しては、 (再生利用方法を限定していないこともあり)適当な指標が見つからなかったためです。 もし、適当な指標があるのであれば提案して頂ければ、御提案を採用させて頂く可能 性はあります。

<日立造船>

- ・ 当社リサーチの結果でも、再生利用単価をどう決めるのかが難しいところであると 認識しています。いずれにしても、10年固定は厳しいと思います。
- ・ 提案時に再生利用の受入先についても提示することになるようですが、受入先の調 査もするのですか。

< 県企業庁 >

・ 入札時に県企業庁が直接調査することは考えていません。提示して頂く内容については、入札公告時にお示しします。

<日立造船>

・ 具体的な受入業者名も求められるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 廃掃法上の事業者責任の関係もあり、具体的な受入業者名は御提示頂く予定です。
- ・ 県企業庁としては、必要な費用は負担しますので、適正な金額で適正な再生利用を 実施して頂きたいと考えております。

<日立造船>

・ もともとは廃棄物というイメージがあり、用途によっては再生利用もエンドユーザーの拒否反応が多いという印象はあります。

3 固形物発生量について<業務要求水準書(案)関係>

<日立造船>

・ 固形物発生量については、公表された 20 年間の排水処理実績データでは月間最大 568.9ds-t となっておりますが、業務要求水準書(案)では月間最大 2,500 ds-t と なっており大きな差が生じております。固形物発生量については、当然のことながら、 設備能力の決定に当たって重要な要因ですので、月間最大 2,500 dst とした詳細な 経緯、根拠を開示してください。

< 県企業庁 >

・ 意見交換会結果概要と同時に公表したデータでは不十分なのですか。

<日立造船>

・ 具体的な 1 日当たりの汚泥量が分かるような、平成 3 年度の実績データを頂ければ と考えております。

< 県企業庁 >

・ 568.9ds-t というのは平成 4 年度の実績ですが、2,500ds-t というのは平成 3 年度に 大雨が続いた時に、原水濁度 150 度まで取水していたらという想定下において発生す る汚泥量(計算上の数字)です。したがって、実績データはありません。

<日立造船>

・ 原水濁度に上限を設定しているということは、ピークカットされている数字ということですか。

< 県企業庁 >

そういうことです。(ピークカットしなければ、4,000ds-t程度の数字になります。)

<日立造船>

・ 実際には原水濁度が150度を超えたことがあるということですか。

< 県企業庁 >

そういうことです。

<日立造船>

・ 月最大 2,500ds-t 時の処理計画を考える場合、この汚泥量を単純に 30 日で割って 1日当たりの処理量を見込めば良いでしょうか。高濁度が何日間続くかが分かりませ んので。

< 県企業庁 >

・ 30 日間で処理できれば良いということですので、そういう理解で良いと思います。 なお、入札公告時にはチェック用の月別データを提示します。

<日立造船>

・ 濃縮施設の容量については、どのように考えていますか。

< 県企業庁 >

・ 改良してもらっても構いませんが、基本的には既存の施設を効果的に使用して頂ければと考えています。(脱水機の能力が充分あれば、現行の総合排泥池及び濃縮槽の容量で足りると考えています。)

<日立造船>

・ 平成3年度は給水制限を行いましたか。

< 県企業庁 >

・ 取水量を若干落としましたが、給水制限はしませんでした。

<日立造船>

・ 仮に 2,500ds-t 以上の汚泥が送られた場合のリスク負担はどちらですか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁リスクとなります。
- 4 瑕疵担保存続期間について < 特定事業契約書(素案)関係 >

<日立造船>

・ 瑕疵担保期間 10 年は通例よりも設定が長いと思われます。建設と運営(施設の維持補修)に区分した際に、建設側で予め将来のことを考慮して偶発的な事象に備えるとなると建設費はこれを見込んで増加します。一方、PFI方式では建設と運営を事業者に一括して委託するため、予防保全的に施設の問題を維持補修で対応することも可能です。よって、瑕疵担保並びに性能保証等については、建設と運営の両面でバランスをとった対応にて、総事業費の抑制が可能であると考えています。

< 県企業庁 >

・ 瑕疵担保責任の存続期間を短くして欲しいという趣旨でしょうか。

<日立造船>

・ そういう趣旨です。この条件ですと、ゼネコンやメーカー等の構成員、協力企業を セットするのが難しいと考えます。

< 県企業庁 >

・ 県企業庁としては、建設と運営を区分して考える必要はないと考えているのですが。

<日立造船>

・ 区分して頂いた方が、事業スキームを組み立てやすいと考えています。

< 県企業庁 >

・「予め将来のことを考慮して偶発的な事象に備える」ということですが、そのこと と瑕疵担保とは関係ないのではないでしょうか。

<日立造船>

・ 表現が適切でなかったかもしれませんが、施設に瑕疵が見つかった場合という意味 です。

< 県企業庁 >

・ SPCと建設企業の契約における瑕疵担保期間は、県企業庁とSPCの契約内容に 沿うかたちになるのではないかと考えています。そうであれば、維持管理・運営期間 中、SPCは業務要求水準を達成し続けなければならないため、SPCの経営の安全 性を考慮すると、瑕疵担保期間は長めに設定した方が良いと思うのですが如何ですか。

<日立造船>

・ それはないと思います。確かに、瑕疵担保期間が短すぎるのも問題ですが、通常よ

りも長い期間設定はコスト増を招きます。要するに、バランスの問題だと思います。

< 県企業庁 >

・ 瑕疵担保責任と性能保証との関係については、どのように考えていますか。

<日立造船>

・ 基本的には違う話ですが、実際問題としてはあまり差がないと思います。(どちらかといえば、性能保証としての性格が強くなると思います。)

< 県企業庁 >

・ 瑕疵担保責任の存続期間が長くなると建設コストが上がるということですが、設計 どおりに建設すれば、請負者は債務を履行したことになるので、建設コストを積算す る時点では、瑕疵担保責任の存続期間は関係ないのではないでしょうか。その後瑕疵 が発見されれば別途対応すれば良い訳ですから。

<日立造船>

- ・ 細かく分解して考えればそのとおりですが、実際には瑕疵担保責任や性能保証の要素が混じっているので判断し難いところです。
- ・ 通常の公共工事では、建物に関する瑕疵担保責任の存続期間は2年程度ということですから、そのような対応をお願いしたいと思います。
- ・ なお、実際問題としては、瑕疵担保責任と性能保証との線引きは難しいと思います。

<県企業庁>

- ・ 一律 10 年という設定については、見直す方向で検討しています。
- ・ 建物については 10 年でも良いのではと考えていますが、設備については存続期間 の短縮を考えているのですが。

<日立造船>

・ それでも長いと思います。

< 県企業庁 >

・ 民間契約では、どのように規定されているのですか。

<日立造船>

・ 瑕疵担保責任については、建物が2年、設備が1年~2年というのが一般的です。 また、性能保証については、建物が7年~10年、設備が2年というのが一般的です。

< 県企業庁 >

・ 瑕疵担保責任と性能保証とは、ハッキリと区別できるように契約内容を整理した方が良いでしょうか。(SPCにとっても有利になるでしょうか。)

<日立造船>

・ そこは自由にさせて頂いた方が良いと思います。

<県企業庁>

・ 従来の公共事業では、完成検査を県企業庁が実施していましたが、この事業では、 SPCが検査を実施し、県企業庁が主体的に完成検査を行うことができません。 また、工事監理についても SPC が実施することとしています。瑕疵担保責任の存 続期間を長く設定していることには、その部分の担保的な意味合いもあります。

<日立造船>

- ・ 性能発注である今回の事業では、従来の仕様発注のケースよりも不安があるという 部分もあると思います。このことについては、例えば従来の公共工事では瑕疵担保責 任の存続期間が1年間とされている設備部分について、1年間(4シーズン)様子を 見ただけでは不安なので、2年間(8シーズン)様子を見るというような考え方で、 期間設定するということも考えられるのではないかと思います。
- 5 不可抗力による増加費用について < 特定事業契約書(素案)関係 >

<日立造船>

・ 不可抗力による工期延長・運営開始遅延による増加費用の負担区分については、損害の 100 分の 1 を事業者が負担すること、また最大協議期間は 180 日としておりますが、不可抗力は事業者側でコントロールできない事象です。 PFI事業は公共事業を民間に委ねるもので、事業の安定性と継続性が大切であると考えています。よって、リスク負担として不可抗力は公共側にて全面的に負担していただきたく思います。

なお、運用面において、公共側の予算上の都合にて民間が一義的に支払いをした方が迅速に対応できるような場合、協議により一時支払いは受けざるをえないものの、 最終的な支払いは公共側でお願いしたいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力による工期延長により整備業務費に増加費用等が発生した場合の事業者負担は 100 分の 1 ですが、運営開始遅延により事業者に生じた増加費用等については、 3 ヶ月以内のものは全て事業者負担という整理をしています。これには、このような条件を設定することにより、より迅速な対応を促したいという意図があります。
- ・ 100 分の 1 ルールは、公共工事請負契約約款の不可抗力に関する考え方を準用した 設定ですが、民間契約では、一般的にどのように規定されているのですか。

<日立造船>

- ・ 実際には、当事者間の協議で決めています。
- ・ なぜ、民間契約との比較が必要なのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁側の考え方だけに基づく一方的な条件設定は避けたいという趣旨でお伺い しています。
- ・ 不可抗力リスクに関する事業者負担額としては、建設期間中が工事費等相当額の 100分の1、運営開始遅延が3ヶ月以内に事業者に生じた増加費用等、維持管理・運 営期間中については、増加費用等の100分の1という設定になっていますが、どの 部分が問題になりますか。

<日立造船>

・ 運営開始遅延の部分と維持管理・運営期間中の部分です。共に事業者が負担すべき額の上限が設定されていないからです。

< 県企業庁 >

・ 不可抗力リスクについては、基本的には、県企業庁リスクであると考えています。

ただし、運営開始の遅延については、より迅速な対応を促す意味で、また維持管理・ 運営期間中については、保険制度での免責と同じような考え方で、事業者側の負担が 全く無いというのも不適切ではないかという趣旨から、一定の負担を求めているとこ るです。

<日立造船>

- ・ 保険制度での免責の話と、ここでの不可抗力の話とは性格が異なると思います。
- ・ 最後に確認ですが、ここでの事業者負担は、一時支払いとしての意味や極めて小額 なものまで県企業庁で負担する場合の事務的な非合理性といった観点からの設定とい うことではないということですか。

< 県企業庁 >

・ 運営開始の遅延に係る部分については、そのように理解してください。

6 その他

<日立造船>

・ 再生利用の用途によっては、季節による需用変動がありコンスタントに再生利用が 図れない場面も想定されます。その場合のストックヤード用地として、既存の脱水施 設を撤去した後の土地を利用することはできますか。

< 県企業庁 >

・ 寒川浄水場で利用する予定があるため、SPCが使用することはできません。

<日立造船>

・ 排水処理施設内で、脱水ケーキの加工ができないのは何故ですか。

< 県企業庁 >

・ 都市計画法(開発行為許可関係)や工場立地法との関係で、当該事業予定地内には 水道施設のみを建設することとしています。水道法上は、乾燥処理や乾燥までの工程 での破砕等は可能ですが、それ以上のことを行う施設となると水道施設の範疇を超え てしまうため、加工はできません。

<日立造船>

・ 廃掃法上の話ですが、SPCが生活環境影響調査を実施した後は、どのような対応 になるのでしょうか。

< 県企業庁 >

・ 廃棄物処理施設(排水処理施設)の設置者はSPCですので、廃掃法上の住民説明会はSPCが実施することになります。(県企業庁でもバックアップはします。また、この手続上はいわゆる「住民同意」は求められていません。なお、そもそも排水処理施設を建設すること自体に反対する意見があった場合には、県企業庁が対応します。)

<日立造船>

・ 既存施設のメンテナンス費用を積算する際の参考とするため、従来どのくらいの費用が掛かっていたのかを提示して頂けませんか。

< 県企業庁 >

・ 点検等の実施実績に関するデータはありますが、金額についてまで御提示できるか

どうかは検討させてください。(検討の結果、金額については御提示しないことにいたしました。)